

Ⅱ. 解説

〔 1. 重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定） 〕

（芸能の部）

1 ^{ながうたなりもの}長唄鳴物 ^{よしだ}吉田 ^{よしお}善男（芸名 ^{とうしや}藤舎 ^{しゅうほう}秀蓬）

^{ながうたなりもの}「長唄鳴物」は、平成5年4月15日に重要無形文化財に指定されたが、令和8年2月4日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、吉田氏をその保持者として認定するものである。



^{よしだ} ^{よしお}
（吉田 善男 氏）



（演奏中の吉田氏）

（ 1 ） 重要無形文化財の指定について

①名称

^{ながうたなりもの}
長唄鳴物

②重要無形文化財の概要

長唄は、18世紀以降に歌舞伎音楽として発達し、その後、歌舞伎から離れた純

粋の音楽としても展開した三味線音楽であり、唄と三味線、それに笛、小鼓、大鼓、太鼓等から成る鳴物で構成される。

長唄鳴物は、長唄の多くの曲で奏されて曲趣を盛り上げるばかりでなく、歌舞伎や日本舞踊の芸術的表現にも大きな役割を果たしている。

以上のように、長唄鳴物は、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものであり、長唄の構成上重要な要素をなす技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{よしだ}吉田 ^{よしお}善男（芸名 ^{とうしゃ}藤舎 ^{しゅうほう}秀蓬）

生年月日 昭和21年10月29日（満79歳）

住 所 東京都新宿区

②保持者の特徴

同人は、^{ながうたなりもの}長唄鳴物（笛）の技法を高度に体現する演奏家として活躍し、卓越した技量を示し、高く評価されている。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和21年、^{とうしゃ}藤舎流笛の初世^{しゅうほう}藤舎 秀蓬の次男として滋賀県に生まれた。12歳の頃より父から笛の手ほどきを受け、昭和33年に初舞台を務め、やがて三世^{いまふじちやうじゅうろう}今藤 長 十郎（昭和59年重要無形文化財「長唄三味線」（各個認定）保持者）、今^{あやこ}藤綾子（同62年重要無形文化財「長唄三味線」（各個認定）保持者）、伯父の四世^{ろせん}藤舎呂船に師事して修業を重ねた。さらに東京芸術大学音楽学部邦楽科在学中は、六世^{ふくはらひやくのすけ}福原 百之助（後の^{たからさん}寶山左衛門、平成5年重要無形文化財「長唄鳴物」（各個認定）保持者）の薫陶を受け、研鑽を積んだ。昭和44年に大学を卒業すると、中川^{なかがわ} 善雄の芸名で演奏活動を始め、以後、長唄の演奏会をはじめ、歌舞伎公演や日本舞踊公演に笛方として参加する一方、自身のリサイタルを開催するなど活躍し、卓越した技量で存在感を示している。令和2年には重要無形文化財「長唄」（総合認定）

保持者に認定され、同 8 年 5 月には二世藤舎秀蓬を襲名した。

同人は、他の奏者との調和を保ち合奏に溶け込む柔軟性と、作品に対する深い解釈をもってその曲調を豊かに表現する演奏技法で高く評価されており、斯界からの信頼も厚い。その優れた演奏に対しては、芸術選奨文部科学大臣賞（音楽部門）ほか、多くの賞が贈られている。

また同人は、自身の門弟はもとより東京芸術大学や金沢の花街において、長年にわたり笛の指導を行うなど、後進の育成にも尽力している。

以上のように、同人は長唄鳴物の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- 昭和 33 年 父・初世藤舎^{とうしゃしゅうほう} 秀蓬から笛の手ほどきを受け、初舞台
- 同 35 年 三世今藤^{いまふじょうじゅうろう} 長十郎（重要無形文化財「長唄三味線」（各個認定）保持者）、今藤綾子^{あやこ}（重要無形文化財「長唄三味線」（各個認定）保持者）、伯父・四世藤舎呂船^{ろせん}に師事
- 同 40 年 東京芸術大学音楽学部邦楽科に入学し、六世福原^{ふくはらひやくのすけ} 百之助（後の寶山^{たからさん} 左衛門^{ざえもん}、重要無形文化財「長唄鳴物」（各個認定）保持者）に師事
- 同 44 年 東京芸術大学音楽学部邦楽科卒業
- 同 年 中川善雄^{なかがわよしお}の芸名で演奏活動を始める
- 同 58 年 三世市川猿之助^{いちかわえんのすけ}を座頭とした国内外の歌舞伎公演に参加
- 同 63 年 富山県南砺市城端^{なんとしじょうはな}にて「長唄と笛の演奏会」（以後、多数開催）
- 平成 5 年 坂東玉三郎^{ばんどうたまさぶろう}舞踊公演に参加
- 同 9 年 第 1 回リサイタル「中川善雄 笛の会」（以後、同 18 年、同 27 年開催）
- 同 13 年 東京芸術大学音楽学部邦楽科非常勤講師（同 24 年まで）
- 同 18 年 第 26 回伝統文化ポークラ賞優秀賞
- 同 24 年 東京芸術大学音楽学部邦楽科客員教授（同 27 年まで）
- 同 26 年 第 35 回松尾芸能賞優秀賞
- 同 年 第 44 回東燃ゼネラル音楽賞
- 同 28 年 平成 27 年度（第 66 回）芸術選奨文部科学大臣賞（音楽部門）

令和 2年 重要無形文化財「長唄」（総合認定）保持者（現在に至る）

同 8年 二世藤舎秀蓬襲名

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

わかばやし えいじ 若林 英次（芸名 たから 寶 さんざえもん 山左衛門）（平成5年4月15日指定・認定～同22年8月7日認定解除）

あべ やすまさ 安倍 康仁（芸名 かただ 堅田 きさく 喜三久）（平成11年6月21日認定～令和2年12月17日認定解除）

なかがわ いさお 中川 勲（芸名 とうしゃ 藤舎 めいしょう 名生）（令和元年10月25日認定～同8年2月4日指定・認定解除）

〔 2. 重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定） 〕

（芸能の部）

1 ^{きよもとぶしじょう るり}清元節 浄瑠璃 ^{こやなぎ}小柳 ^{よしひろ}吉弘（芸名 ^{きよもと}清元 ^{よしじゅだゆう}美寿太夫）

「^{きよもとぶしじょう るり}清元節 浄瑠璃」は、平成15年7月10日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{さがよしただ}佐川好忠（芸名 ^{きよもとせいじゅだゆう}清元清寿太夫）氏が認定されている。現保持者に加えて、小柳氏を保持者として「追加認定」するものである。



（^{こやなぎ}小柳 ^{よしひろ}吉弘 氏）



（演奏中の小柳氏）

（1）重要無形文化財「^{きよもとぶしじょう るり}清元節 浄瑠璃」について

清元節は語り物の三味線音楽である浄瑠璃の一つで、19世紀初めに初世^{えんじゅ}清元延寿太夫が始め、歌舞伎舞踊の伴奏音楽や^{すじょう るり}素 浄瑠璃として発展した。その特色は派手で軽妙な点にあり、音楽的に多彩な内容を持っている。

清元節浄瑠璃は清元節の語りで、高音を効果的に聞かせる独特の発声法や、細やかな節回しを用いた高度な技法によって語るもので、清元節の特色を発揮しており、芸術上特に価値が高く芸能史上も特に重要なものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{こやなぎ}小柳 ^{よしひろ}吉弘（芸名 ^{きよもと}清元 ^{よしじゅだゆう}美寿太夫）

生年月日 昭和18年1月29日（満83歳）

住 所 東京都中央区

②保持者の特徴

同人は、伝統的な清元節 ^{きよもとぶしじょう}浄瑠璃の技法を高度に体現し、斯界を代表する浄瑠璃方の一人として活躍し、重要な位置を占めている。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和18年、父・清元若寿太夫 ^{きよもとわかじゅだゆう}、母・清元延若福 ^{のぶわかふく}の三男として東京に生まれ、4歳の頃より両親から清元節の手ほどきを受けた。昭和31年に六世清元延 ^{えん} ^{じゅだゆう}寿太夫、三世清元栄次郎 ^{えいじろう}（後の初世清元栄寿郎 ^{えいじゅうろう}、昭和30年重要無形文化財「清元節三味線」（各個認定）保持者）に師事し、本格的に清元節の修業を始め、同34年に清元美寿太夫 ^{よしじゅだゆう}の名を許され、同年に初舞台を踏んだ。以後も研鑽に励み、三味線方の兄・清元栄三 ^{えいぞう}（平成15年重要無形文化財「清元節三味線」（各個認定）保持者）や清元美治郎 ^{よしじろう}と演奏会を主催するなど充実した舞台成果を世に示し、平成26年には、清元節が重要無形文化財に指定されるとともに、第一次の保持者（総合認定）として認定された。

同人は、作品内容の優れた解釈と、情感のこもった節回しや格調高い語りによって、清元節の多彩で奥行きある世界を表現している。特に素 ^す ^{じょう} ^る ^り浄瑠璃の演奏会や舞踊の会での活躍は著しく、演奏家のみならず、多くの舞踊家などからの信頼も厚く、斯界において欠かせない存在となっている。

こうした同人の舞台活動に対しては、芸術選奨文部科学大臣賞（音楽部門）や日本芸術院賞などが贈られている。また、斯界の要職を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、清元節浄瑠璃の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

昭和22年 両親から清元節の手ほどきを受ける
 同 31年 六世清元延寿太夫、三世清元栄次郎（後の初世清元栄寿郎、重要無形文化財「清元節三味線」（各個認定）保持者）に師事
 同 34年 清元美寿太夫の名を許される
 同 年 「梅川」にて初舞台を務める
 同 年 「昔 噺 桃太郎」にて歌舞伎の初舞台を務める
 同 52年 「夕顔棚」にて歌舞伎で初めて立語りを務める
 同 63年 第1回清栄会奨励賞
 平成 4年 第1回清元美寿太夫・清元栄三演奏会
 同 5年 平成4年度（第47回）文化庁芸術祭音楽部門芸術祭賞
 同 16年 清元協会理事（現在に至る）
 同 25年 第1回清元美寿太夫・清元美治郎「二人会」（以後、同26年開催）
 同 26年 重要無形文化財「清元節」（総合認定）保持者（現在に至る）
 同 27年 平成26年度（第69回）文化庁芸術祭音楽部門大賞
 同 年 平成26年度（第65回）芸術選奨文部科学大臣賞（音楽部門）
 令和 3年 第51回ENEOS音楽賞
 同 5年 重要無形文化財「日本舞踊」（総合認定）保持者（現在に至る）
 同 6年 旭日双光章
 同 8年 令和7年度（第82回）日本芸術院賞

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

柿澤 竹蔵（芸名 清元 志寿太夫）（昭和31年4月24日指定・認定～平成11年1月2日指定・認定解除）

（現保持者）

佐川 好忠（芸名 清元 清寿太夫）（平成15年7月10日指定・認定）

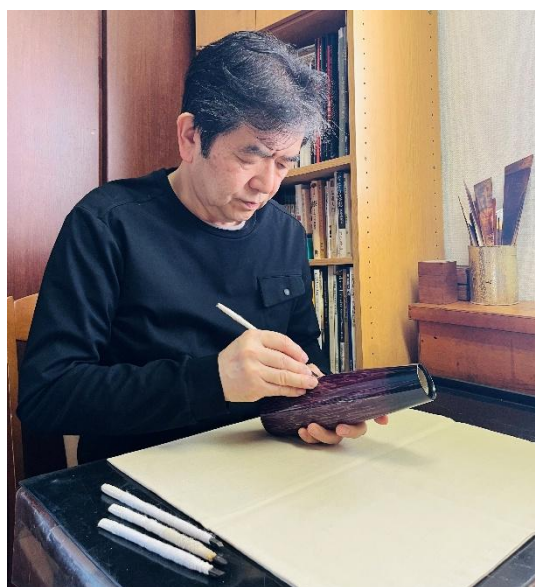
(工芸技術の部)

1 きんま ふじた まさどう
蒔 藤田 正堂

「蒔^{きんま}」は、昭和60年4月13日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として山下義人^{やましたよしと}氏、大谷早人^{おおたにはやと}氏が認定されている。現保持者に加えて、藤田氏を保持者として「追加認定」するものである。



ふじた まさどう
(藤田 正堂 氏)



(制作中の藤田氏)

(1) 重要無形文化財「蒔^{きんま}」について

蒔^{しつげい}は、漆芸の加飾技法の一つである。

漆の塗面^{けん}に剣と呼ばれる特殊な彫刻刀で模様を彫り、凹部に色漆^{いろうるし}等を埋め、研ぎ出して意匠を表す。我が国では、江戸時代後期から現在の香川県高松市を中心に同技法による制作が行われている。今日では、古来の線彫^{せんぼ}りに加え、点彫^{てんぼ}りや面彫^{めんぼ}りなど様々な技法による多様な表現が行われており、主要な漆芸技法となっている。

以上のように、蒔^{きんま}は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{ふじた まさどう} 藤田 正堂

生年月日 昭和33年8月25日（満67歳）

住 所 青森県弘前市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な^{きんま}蒔醬の技法を高度に体得している。蒔醬に^{ちょうしつ}彫漆を併用した作品制作を得意とし、蒔醬の色彩による豊かな表現に、彫漆の凹凸ある塗面が生み出す明暗表現などを取り入れ、蒔醬の表現の可能性を拓いた。蒔醬等の技法と効果への深い理解に基づく作品は、日本伝統工芸展等で高く評価されている。また同人は、若手作家の育成をするなど、後進の指導・育成に尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和33年、青森県弘前市に生まれ、青森県工業試験場（現 地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所）漆工課（現 デザイン部）で、研修生として父・^{ふじた きよせ}藤田清正から^{つがるぬり しつげい}津軽塗や漆芸の基礎について指導を受けた。その後、昭和54年から香川県漆芸研究所で^{きんま}蒔醬や^{ちょうしつ}彫漆を含めた漆芸技法を習得し、併せて^{いそい まさみ}磯井正美（同60年重要無形文化財「蒔醬」（各個認定）保持者）に師事して蒔醬による作品制作について学んだ。昭和60年に弘前市に帰郷した後は、公募展等に作品を発表しながら技法・表現の研鑽を積み、蒔醬の技法を高度に体得した。

同人は、^{かんしつ きり}乾漆や桐の積層木地を用いて特徴的な形の^{き じ}胎を自作し、^{たい}下地工程の後、漆を30回程度塗り重ね、蒔醬に彫漆を併用した加飾を施す制作を得意としている。このような加飾は、同人の蒔醬等の漆芸技法に対する柔軟な発想から生まれるもので、その手順も、彫漆を施した凹凸のある面に蒔醬を施す、蒔醬を施した面に彫漆による凹凸を施すなど、作品によって使い分けられている。

蒔醬は、^{いろうるし}色漆等を用いた非常に幅広い色彩表現が可能で、塗面が物理的に平滑に仕上がる技法であるが、同人は、蒔醬の色彩による豊かな表現に、彫漆の凹凸ある塗面が生み出す明暗表現などを取り入れることで、蒔醬の表現の可能性を拓いた。

蒔醬等の技法と効果への深い理解に基づく作品は、^{き けい}器形や各加飾等の造形を構成する要素が互いに響き合い、水の流れや弘前城の石垣といった主題を効果的に表す

もので、明快で品格のある作風は高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成14年の第49回展で東京都知事賞（優秀賞）を、同24年の第59回展で日本工芸会総裁賞（優秀賞）を受賞し、同25年には紫綬褒章を受章した。

また同人は、自宅工房等で若手作家の育成をするほか、日本伝統工芸展の鑑査委員を務めるなど、後進の指導・育成に尽力している。

以上のように、同人は、蒔醬の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和53年 青森県工業試験場（現 地方独立行政法人青森県産業技術センター
弘前工業研究所）漆工課（現 デザイン部）研修生（同54年まで）
- 同 54年 香川県漆芸研究所特別研究生課程（同56年まで）
- 同 56年 いそい まさみ 磯井正美（重要無形文化財「蒔醬」（各個認定）保持者）に師事
（同59年まで）
- 同 57年 香川県漆芸研究所研究員課程（同59年まで）
- 同 59年 第31回日本伝統工芸展初入選
- 同 60年 弘前市に帰郷
- 同 61年 青森県芸術文化奨励賞
- 同 62年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
- 平成14年 第49回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞）
作品「彫 漆蒔醬 流文盛器」
ちょうしつ きん まりゆうもんもり き
- 同 24年 第59回日本伝統工芸展日本工芸会総裁賞（優秀賞）
作品「彫 漆蒔醬蓋物「律」」
ちょうしつ きん まふたもの りつ
- 同 25年 紫綬褒章
- 同 26年 第61回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計4回歴任）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

いそい ゆきえ 磯井 雪枝（雅号 いそい じょしん 磯井 如真）（昭和31年4月24日指定・認定～同39年8月23日指定・認定解除）

いそ い まさ み
磯井 正美（昭和60年4月13日指定・認定～令和5年9月20日認定解除）
おお た ひとし
太田 儔（平成6年6月27日認定～令和元年11月18日認定解除）

（現保持者）

やました よし と
山下 義人（平成25年9月26日認定）
おおたに はや と
大谷 早人（令和2年10月9日認定）

2 鍛金^{たんきん} 三好^{みよし} 光正^{みつまさ}（雅号^{みよし} 三好^{まさとよ} 正豊）

「鍛金^{たんきん}」は、平成7年5月31日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として奥山喜藏^{おくやま きぞう}（雅号^{おくやまほうせき} 奥山峰石）氏、玉川宣夫^{たまがわのり お}氏、大角幸枝^{おおすみゆき え}氏が認定されている。現保持者に加えて、三好氏を保持者として「追加認定」するものである。



（三好 光正 氏）



（制作中の三好氏）

（1）重要無形文化財「鍛金^{たんきん}」について

鍛金は、金工分野の技法の一つで、金属^{てんえんせい}の展延性を利用し、金属^{かなづち きづち}を金槌や木槌で打つことによって器物^{きぶつ}を成形^{せいけい}する技法である。古くから仏具^{ぶつぐ}、武具^{ぶぐ}、茶器等^{ちやき}の製作に利用されてきた。

現代では金属素材の特色を生かし優れた制作活動を行う作家が輩出されている。

以上のように、鍛金は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める技法である。

（2）保持者の認定について

①保持者

氏 名 三好^{みよし} 光正^{みつまさ}（雅号^{みよし} 三好^{まさとよ} 正豊）

生年月日 昭和26年6月8日（満75歳）

住 所 大阪府吹田市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な鍛金^{たんきん}の技法を高度に体得しており、左右対称^{たんせい}の端正な形の鉢^{みず}や水指^{さし}等の制作を得意とし、その表面には形の美しさを引き立てる象嵌^{ぞうがん}や鍔目^{つちめ}等の装飾を施している。

同人の作品は、鍛金の利点である堅牢^{けんろう}さ、軽量を備える研ぎ澄まされた造形と、その魅力を際立たせる装飾により、日本伝統工芸展等で受賞を重ねるなど、高く評価されている。また、同人は、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は昭和26年に大阪府に生まれ、大阪市立工芸高等学校（現 大阪府立工芸高等学校）金属工芸科（現 プロダクトデザイン科）を卒業後、金工関係の仕事をしていた父の紹介で、東京で銀器^{ぎんき}を手がけていた早川徳太郎^{はやかわとくたろう}、次いで京都で茶道具^{ちやどうぐ}を手がけていた金工作家の田中重男^{たなかしげお}（雅号 田中秀明^{たなかしゅうめい}）に師事した。同人は、田中の下で約10年間、茶道具の製作に携わり伝統的な鍛金^{たんきん}技法を習得した。以来、同人は鍛金技法について研究を続け、活発な制作活動を展開しながら技を錬磨し、高度に体得して今日に至る。

同人は、地金^{じがね}作りから仕上げに至るまでの全工程を一貫制作している。同人の鍛金技法は、自身で金属を配合し、湯床吹きの技法により鑄造^{ちゅうぞう}した塊を地金とし、金鍔^{かなづち}や木槌^{きづち}を用いて、平らに打ち延ばす「鍔延べ^{つちの}」、垂直方向に打ち延ばす「鍔上げ^{つちあ}（打ち上げ）」、打ち縮める「絞^{しぼ}り」等によって器物^{きぶつ}を成形するものである。表面には象嵌^{ぞうがん}などの装飾を施し、金属の色合いを効果的、かつ安定的に発色させるための表面処理や着色等の仕上げも自身で行い作品を完成させる。

同人は、左右対称^{たんせい}の端正な形の鉢^{みず}や水指^{さし}等の制作を得意としており、その優美な輪郭線は、金鍔^{かなづち}や木槌^{きづち}による的確かつ丁寧な鍔打^{つくだ}によって形作られ、同時に厚みの調整も行われている。口縁部^{こうえんぶ}の厚みを残しつつ、底部^{ていぶ}から胴部^{どうぶ}にかけての厚みを均一に薄く打ち延ばすなどの調整を行うことで、同人の作品は、重厚感のある造形ながら、実用に即した軽量さをも兼ね備えている。その表面に施される幾何学文様^{きかがくもんよう}等の象嵌^{ぞうがん}や、繊細な鍔目^{つちめ}等の装飾は、形の美しさを更に引き立てている。

同人の作品は、鍛金の利点である堅牢^{けんろう}さ、軽量さを備える研ぎ澄まされた造形とその魅力を際立たせる装飾によって高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成11年の第46回展で東京都知事賞（優秀賞）を、同13年の第48回展で文部科学大臣賞（優秀賞）を受賞し、同18年には紫綬褒章を受章した。

また同人は、平成15年から令和7年まで大阪芸術大学において金属工芸の指導に当たったほか、日本伝統工芸展の鑑査委員等を務め、後進の指導・育成にも尽力している。このような同人の実績に対して、平成26年には、大阪府指定無形文化財「鍛金」の保持者に認定された。

以上のように、同人は、鍛金の技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和45年 大阪市立工芸高等学校（現 大阪府立工芸高等学校）金属工芸科（現プロダクトデザイン科）卒業
- 同 46年 早川徳太郎^{はやかわとく たろう}に師事（同48年まで）
- 同 49年 田中重男^{た なかしげ お}（雅号 田中 秀明^{た なかしゅうめい}）に師事（同59年まで）
- 同 58年 第30回日本伝統工芸展初入選
- 同 62年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
- 平成11年 第46回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞）
作品「鍛黒味銅口ウ流花器^{たんくろ み どう ながし か き}」（文化庁買上）
- 同 13年 第48回日本伝統工芸展文部科学大臣賞（優秀賞）
作品「鍛黄銅切嵌鑑流象嵌水指^{たんおうどうきりばめろうながしぞうがんみずさし}」（文化庁買上）
- 同 年 文化庁芸術家在外研修（ミャンマー派遣）（同14年まで）
- 同 15年 大阪芸術大学芸術学部工芸学科非常勤講師（同19年まで）
- 同 17年 第52回日本伝統工芸展第1次鑑査委員（以降、計5回歴任）
- 同 18年 紫綬褒章
- 同 19年 大阪芸術大学芸術学部工芸学科客員教授（令和7年まで）
- 同 22年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）監事（同24年まで）
- 同 24年 公益社団法人日本工芸会理事（同28年まで）

同 26年 大阪府指定無形文化財「鍛金」保持者（現在に至る）

同 30年 第65回日本伝統工芸展第2次鑑査委員（以降、計2回歴任）

令和 7年 令和7年度文化の日の表彰（大阪府教育委員会表彰）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

せきや 関谷 しろう 四郎（昭和52年4月25日指定・認定～平成6年12月3日指定・認定解除）

たぐち 田口 としちか 壽恒（平成18年9月15日認定～令和6年1月14日認定解除）

（現保持者）

おくやま 奥山 きぞう 喜藏（雅号 おくやま 奥山 ほうせき 峰石）（平成7年5月31日指定・認定）

たまがわ 玉川 のりお 宣夫（平成22年9月6日認定）

おおすみ 大角 ゆきえ 幸枝（平成27年10月1日認定）

〔 3. 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定） 〕

1 人形浄瑠璃文楽（人形浄瑠璃文楽座座員）

「人形浄瑠璃文楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として人形浄瑠璃文楽座座員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で56名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、人形浄瑠璃文楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者の団体の構成員（人形浄瑠璃文楽座座員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1 次認定	99名	昭和30年	5月12日
第 2 次認定	12名	昭和62年	4月20日
第 3 次認定	4名	平成 5年	4月15日
第 4 次認定	18名	平成11年	6月21日
第 5 次認定	7名	平成16年	9月 2日
第 6 次認定	3名	平成19年	9月 6日
第 7 次認定	6名	平成22年	9月 6日
第 8 次認定	4名	平成26年	10月23日
第 9 次認定	7名	平成29年	10月 2日
第10次認定	5名	令和 2年	10月 9日
第11次認定	1名	令和 5年	10月18日

通算166名

2 のうがく いっぱんしゃだんほうじん に ほんのうがくかいかいいん 能楽（一般社団法人日本能楽会会員）

のうがく
「能楽」は、昭和32年12月4日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
いっぱんしゃだんほうじん に ほんのうがくかいかいいん
一般社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で529名の
保持者がいる。これらの保持者に加えて、33名を保持者の団体の構成員として「追加
認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする33名は、能楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「能
楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「能楽」の保持者の団
体の構成員（一般社団法人日本能楽会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第1次認定	40名	昭和32年12月4日
第2次認定	100名	昭和40年4月20日
第3次認定	37名	昭和42年5月30日
第4次認定	45名	昭和47年5月16日
第5次認定	116名	昭和50年5月28日
第6次認定	64名	昭和53年5月31日
第7次認定	61名	昭和57年5月27日
第8次認定	64名	昭和61年4月28日
第9次認定	70名	平成3年11月1日
第10次認定	57名	平成10年6月8日
第11次認定	72名	平成13年7月12日
第12次認定	67名	平成16年9月2日
第13次認定	29名	平成19年9月6日
第14次認定	33名	平成23年9月5日
第15次認定	62名	平成26年10月23日
第16次認定	45名	平成29年10月2日
第17次認定	51名	令和2年10月9日
第18次認定	42名	令和5年10月18日

通算1055名

3 歌舞伎（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）

「歌舞伎」は、昭和40年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で205名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、10名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする10名は、歌舞伎の技法を高度に体现し、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者の団体の構成員（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第1次認定	90名	昭和40年	4月20日
第2次認定	57名	昭和47年	5月28日
第3次認定	19名	昭和49年	4月26日
第4次認定	53名	昭和51年	4月25日
第5次認定	31名	昭和54年	4月23日
第6次認定	9名	昭和56年	3月27日
第7次認定	7名	昭和58年	5月10日
第8次認定	12名	平成2年	4月18日
第9次認定	16名	平成9年	6月6日
第10次認定	24名	平成13年	7月12日
第11次認定	31名	平成17年	8月30日
第12次認定	36名	平成21年	9月2日
第13次認定	26名	平成24年	10月4日
第14次認定	9名	平成27年	10月1日
第15次認定	26名	平成30年	9月25日
第16次認定	32名	令和5年	10月18日

通算478名

4 組踊くみおどり（一般社団法人伝統組踊保存会いっぽんしゃだんほうじんでんとうくみおどり ほ ぞんかいかい会員）

「組踊くみおどり」は、昭和47年5月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人伝統組踊保存会いっぽんしゃだんほうじんでんとうくみおどり ほ ぞんかいかい会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で77名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、9名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする9名は、組踊の技法を高度に体现し、重要無形文化財「組踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「組踊」の保持者の団体の構成員（一般社団法人伝統組踊保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1 次認定	13名	昭和47年	5月15日
第 2 次認定	32名	昭和61年	4月28日
第 3 次認定	19名	平成 9年	6月 6日
第 4 次認定	14名	平成13年	7月12日
第 5 次認定	13名	平成20年	9月11日
第 6 次認定	14名	平成27年	10月 1日
第 7 次認定	12名	令和 元年	10月25日
第 8 次認定	12名	令和 4年	10月31日

通算129名

5 いっちゅうぶし いっちゅうぶし ほ ぞんかいかいいん 一中節（一中節保存会会員）

「^{いっちゅうぶし}一中節」は、平成5年4月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
^{いっちゅうぶし ほ ぞんかいかいいん}一中節保存会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で11名の保持者がい
る。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するも
のである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、一中節の技法を高度に体现し、重要無形文化財「一
中節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「一中節」の保持者
の団体の構成員（一中節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1 次認定	9 名	平成 5 年 4 月 1 5 日
第 2 次認定	6 名	平成 1 1 年 6 月 2 1 日
第 3 次認定	2 名	平成 1 4 年 7 月 8 日
第 4 次認定	1 名	平成 2 4 年 1 0 月 4 日
第 5 次認定	1 名	令和 3 年 1 0 月 2 8 日
第 6 次認定	2 名	令和 5 年 1 0 月 1 8 日

通算 2 1 名

6 ^{きよもとぶし}清元節（^{きよもとぶし ほ ぞんかいかいいん}清元節保存会会員）

^{きよもとぶし}「清元節」は、平成26年10月23日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{きよもとぶし ほ ぞんかいかいいん}清元節保存会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で18名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、清元節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「清元節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「清元節」の保持者の団体の構成員（清元節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1 次認定	20 名	平成 26 年 10 月 23 日
第 2 次認定	3 名	平成 29 年 10 月 2 日
第 3 次認定	1 名	令和 2 年 10 月 9 日
第 4 次認定	3 名	令和 5 年 10 月 18 日

通算 27 名

7 ^{ながうた}長唄（^{でんとうながうた ほ ぞんかい}伝統長唄保存会会員）

^{ながうた}「長唄」は、平成29年10月2日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{でんとうながうた ほ ぞんかい}伝統長唄保存会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で107名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、31名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする31名は、長唄の技法を高度に体现し、重要無形文化財「長唄」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「長唄」の保持者の団体の構成員（伝統長唄保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1次認定	68名	平成29年10月 2日
第 2次認定	31名	令和 2年10月 9日
第 3次認定	36名	令和 5年10月18日

通算135名

8 にほんぶよう 日本舞踊 にほんぶようほぞんかいかいいん（日本舞踊保存会会員）

にほんぶよう「日本舞踊」は、令和5年10月18日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{にほんぶようほぞんかいかいいん}日本舞踊保存会会員が総合的に認定され、令和8年7月1日時点で55名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、45名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする45名は、日本舞踊の技法を高度に体現し、重要無形文化財「日本舞踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「日本舞踊」の保持者の団体の構成員（日本舞踊保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

追加認定の経過

第 1 次認定 56名 令和 5年10月18日

通算 56名